

皇の御時、この天皇に特に始て、漢様の御謚を奉られたるにぞあるべき、○中猶其證とすべき事は、伊福部臣徳足比賣の墓誌に、安永三年、因幡國法美郡、府藤原大宮御宇、大行天皇右の方へよせて小書たり、御世、慶雲四年歲次丁未春二月二十五日、從七位下被賜仕奉、和銅元年歲次戊申秋七月一日卒云々、故謹録、和銅三年十一月十三日己未と記せる、大行天皇は文武天皇の御事なるを、略其は此天皇慶雲四年六月辛巳日十五に崩給ひたるに、始て漢様の御謚を奉らるるにて、○中其は此天皇慶雲四年六月辛巳日十五に崩給ひたるに、始て漢様の御謚を奉らるるべき御定ありて、諒闇はて、後奉らるゝまでは、大行天皇と稱し奉るべく御おきてありけるに、よれるものなるべし、故徳足比賣の卒れる和銅元年七月は、元明天皇いまだ諒闇にましく、いまだ其御謚奉られざりつる間なりければ、當時の御稱をもて、略か記せるものなるべし、萬葉集卷一の、大行天皇幸于難波宮時歌、また大行天皇幸于吉野宮時歌と書る、既に岡部翁真淵の考おかれつること、文武天皇の御事なるを、これもかの御謚奉られざるほどに、記おけるまゝの文なるを、其まゝに書集めたるものなるべし、おもひ合すべし。

漢風謚

〔續日本紀二十〕天_{淳仁}平寶字二年八月戊申、勅曰、子尊其考禮家所稱、策書鴻名、古人所貴、昔者先帝聖武敬發法誓、奉造廬舍、那金銅大像、若有朕時不得造了、願於來世改身、猶作、既而鎔銅已成、塗金不足、天感至心之信、終出勝寶之金、我國家於是初有奇珍、開闢已來未聞、若斯盛德者也、加以賊臣懷惡、潛結逆徒、謀危社稷、良久矣、而畏威武、欽仰仁風、不敢競鋒、咸自馴服、可謂聖武之德、比古有餘也、其不奉揚洪業、何以示於後世、敬依舊典、追上尊號、策稱勝寶感神聖武皇帝、謚稱天璽國押開豐櫻彥尊、欲使傳休名於萬代、與乾坤而長施、揚茂實於千秋、共日月而久照、善告遐邇、通知朕意焉、

〔延喜式二十〕佐保山南陵 平城宮御宇勝寶感神聖武天皇○下

〔東大寺要錄〕天平十八年三月十六日、良辨僧正於緇索院奉為大雄大聖天皇、○聖武孝謙皇帝、仁